

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

1-6 市町村社会福祉協議会 編

令和6年3月

宮崎県

1-6 目次

1. 市町村社会福祉協議会におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要	1
(1) 調査目的	1
(2) 調査方法	1
2. 市町村社会福祉協議会におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果	1
(1) ヤングケアラーについて	1
問1 ヤングケアラーの概念の認識	1
(2) ヤングケアラーの状況について	2
問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無	2
問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた) ケース件数	2
(3) ヤングケアラーの具体的内容について	3
問4-①子どもの性別	3
問4-②子どもの学年(年齢)	3
問4-③同居する家族	4
問4-④ケアの対象者	4
問4-⑤ケアを必要としている人の状況	5
問4-⑥子どもがしているケアの内容	5
問4-⑨支援の有無	6
問4-⑫他の支援機関との連携	6
※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本 調査報告書では掲載しない	
問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由	7
(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況	7
問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度	7
問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること	8
問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関	9
問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと	10
問10 具体的に必要な支援	11
(5) ヤングケアラーに関する支援について	11
問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること	11
問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの	12
問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否	12

(6) その他意見	13
問14 その他意見 (自由記述)	13

【報告書の見方】

- ・ 回答比率（相対度数）は、百分比のポイント以下2位を四捨五入している
ので、合計は必ずしも100%にならないことがある。
- ・ 2つ以上の回答を求めた（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は
原則として100%を超える。
- ・ 数表に記入された「n」は、比率算出上の基数（標本数）である。
- ・ 文中やグラフ内の選択肢が長文の場合は簡略している箇所がある。

1. 市町村社会福祉協議会におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要

(1) 調査目的

県ではヤングケアラー支援を推進するため、支援の現状を把握し、より実態に即した支援施策の創設や支援体制の構築を図りヤングケアラー支援を推進していくことを目的として調査を実施した。

(2) 調査方法

宮崎県が把握する県内の市町村社会福祉協議会に対して、QRコードを掲載したアンケート方式の調査票を配布し、郵送又はWEBによる回答を依頼した。

調査期間：令和5年11月24日～令和5年12月25日

回収状況：

発送数	有効回答数	回収率
26件	17件	65.4%

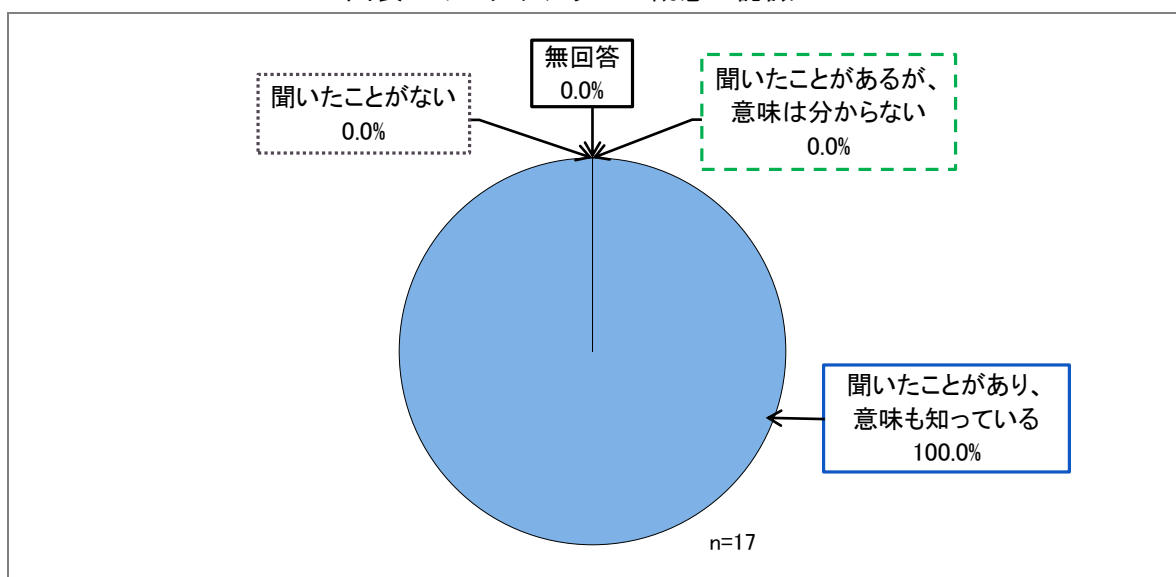
2. 市町村社会福祉協議会におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果

(1) ヤングケアラーについて

問1 ヤングケアラーの概念の認識

ヤングケアラーの概念の認識について聞いたところ、すべての市町村社会福祉協議会が「聞いたことがあり、意味も知っている」と回答している。

図表1 ヤングケアラーの概念の認識

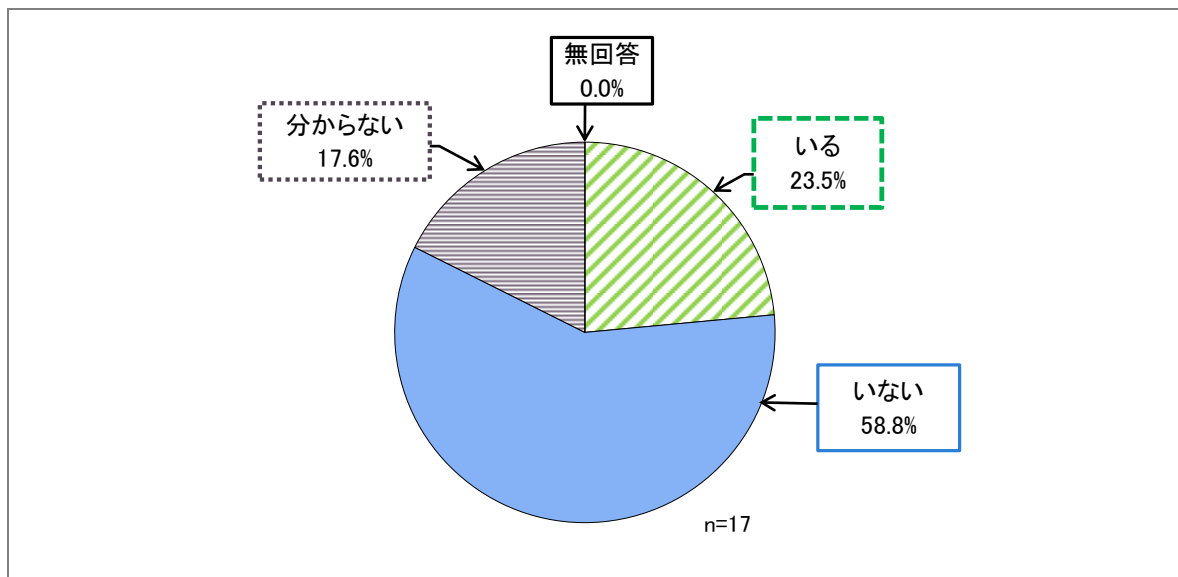


(2) ヤングケアラーの状況について

問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

支援しているケース（家庭）のなかでヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケースについて聞いたところ、「いない」が58.8%と最も高く、次いで「いる」が23.5%、「分からない」が17.6%となっている。

図表2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

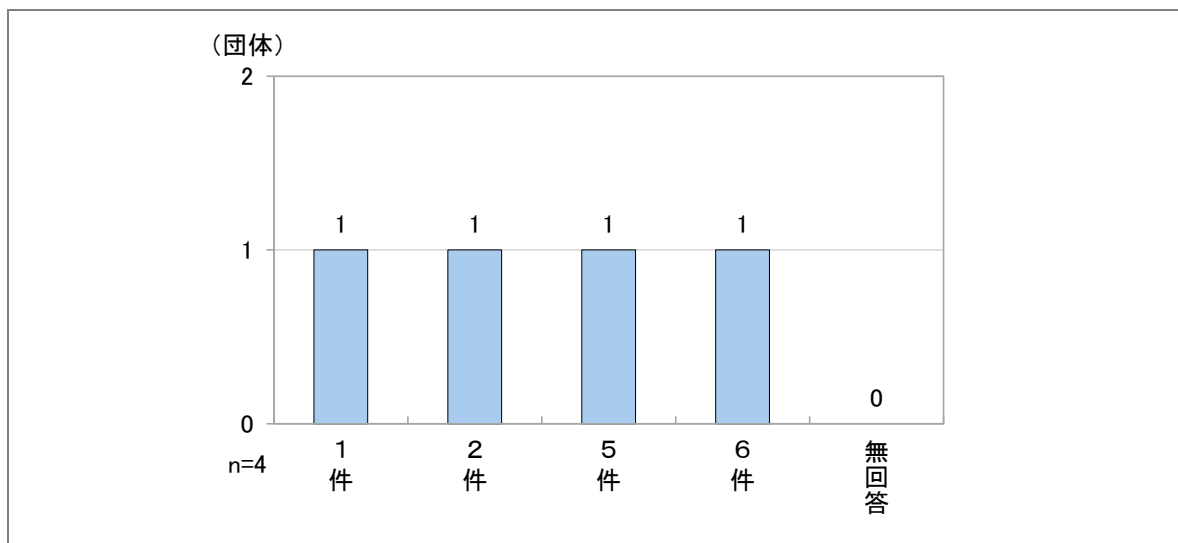


問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた)ケース件数

(問2において「いる」と回答した団体のみ)

ヤングケアラーと思われる子どもが「いる（いた）」と回答した4団体にケース件数について聞いたところ、「1件」「2件」「5件」「6件」がそれぞれ1団体となっており、合計のケース件数は14件となっている。

図表3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた)ケース件数



(3) ヤングケアラーの具体的内容について

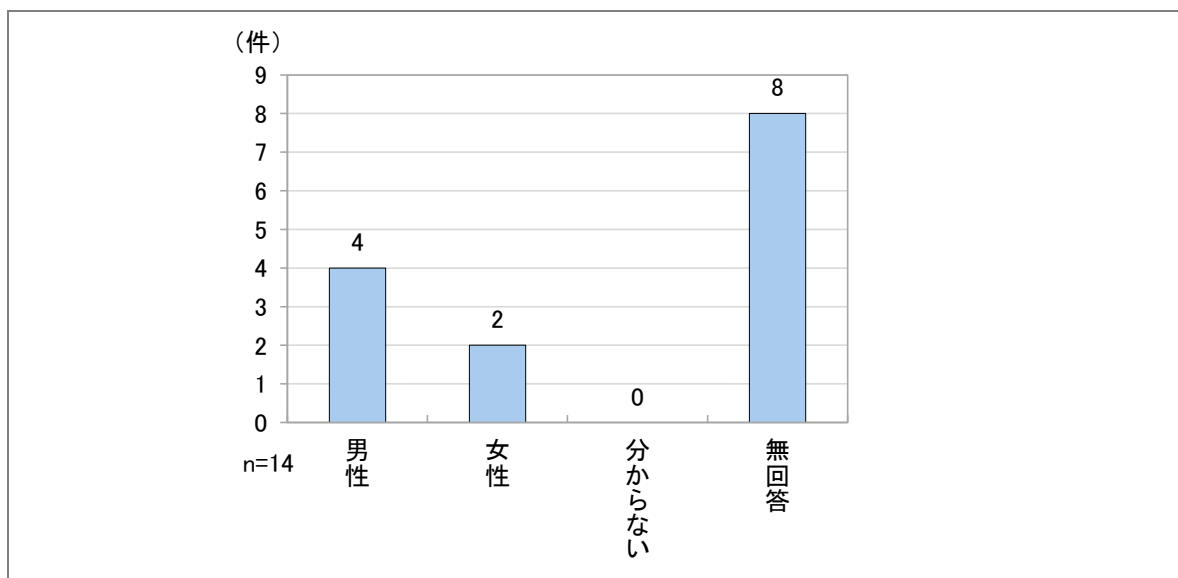
(問4については、問2において「いる」と回答した団体のみ。また、問3におけるケース件数を標本数としてグラフを作成。)

※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本調査報告書では掲載しない。

問4-①子どもの性別

子どもの性別について聞いたところ、「男性」が4件、「女性」が2件となっている。

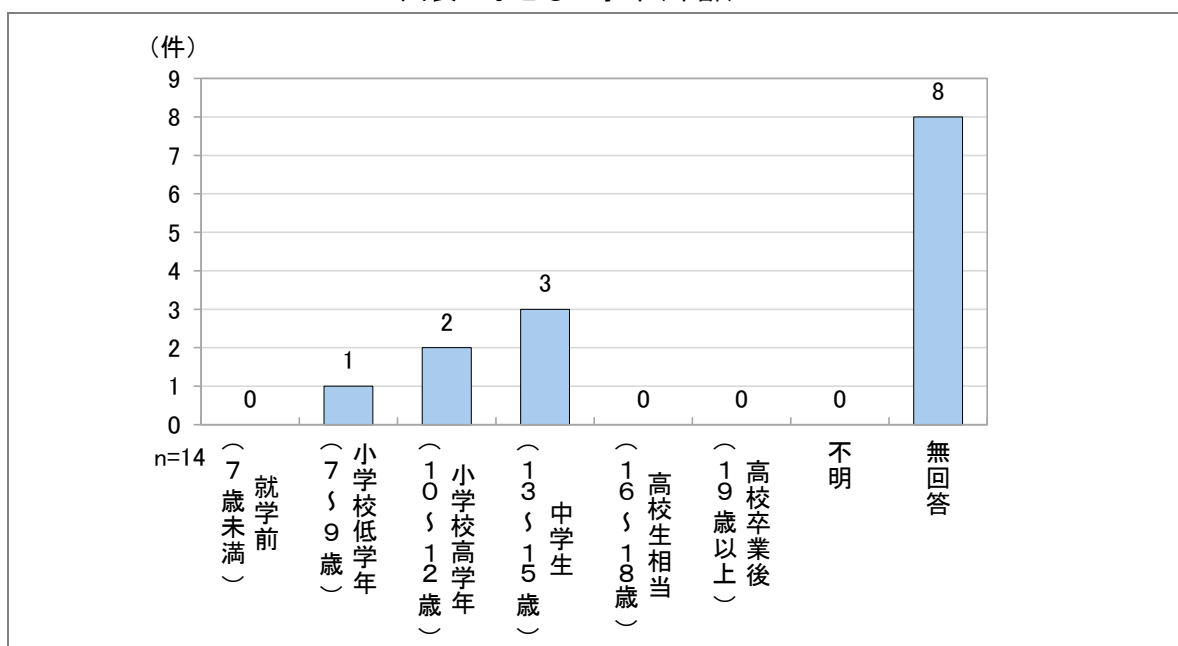
図表4 子どもの性別



問4-②子どもの学年(年齢)

子どもの学年(年齢)について聞いたところ、「中学生(13~15歳)」が3件と最も多く、次いで「小学校高学年(10~12歳)」が2件、「小学校低学年(7~9歳)」が1件となっている。

図表5 子どもの学年(年齢)

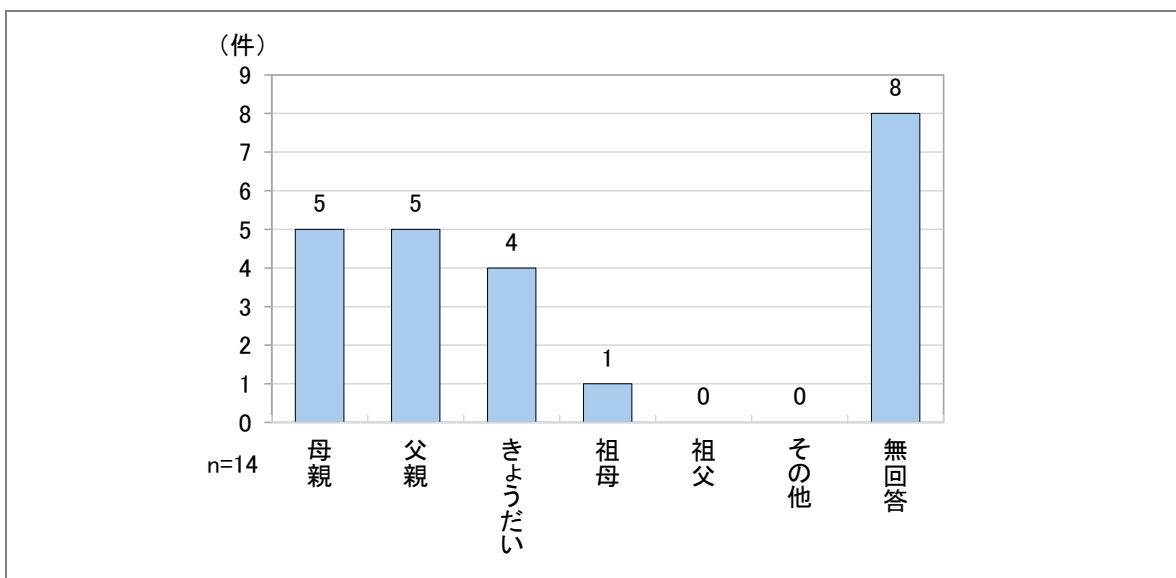


問4－③同居する家族

同居する家族について聞いたところ、「母親」「父親」がそれぞれ5件と最も多く、次いで「きょうだい」が4件、「祖母」が1件となっている。

きょうだいの数は、「2人」「4人」「5人」がそれぞれ1件となっている。

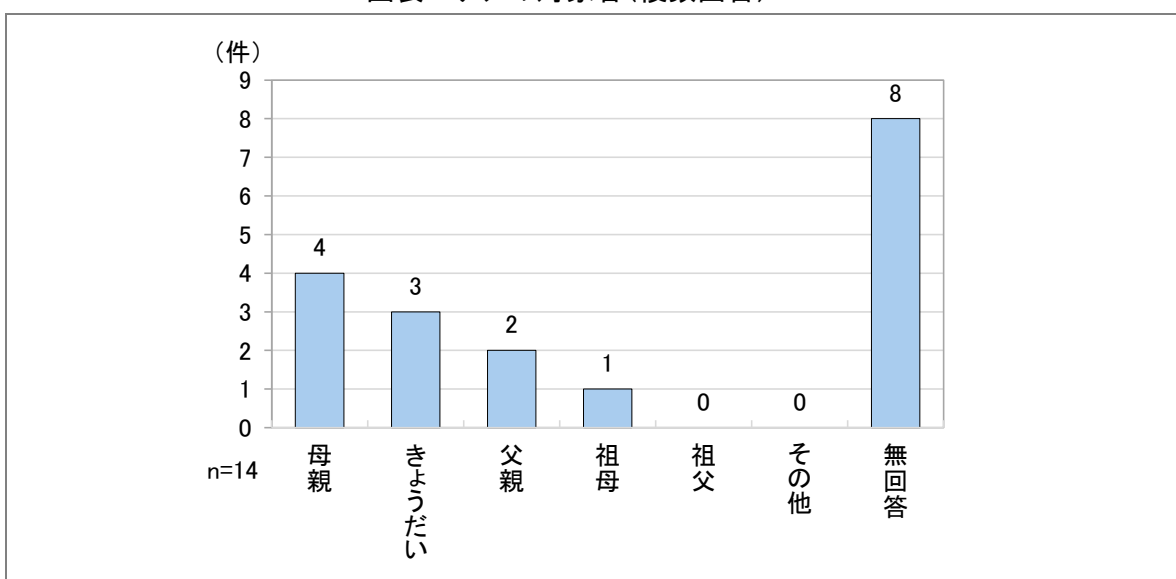
図表6 同居する家族(複数回答)



問4－④ケアの対象者

ケアの対象者について聞いたところ、「母親」が4件と最も多く、次いで「きょうだい」が3件、「父親」が2件となっている。

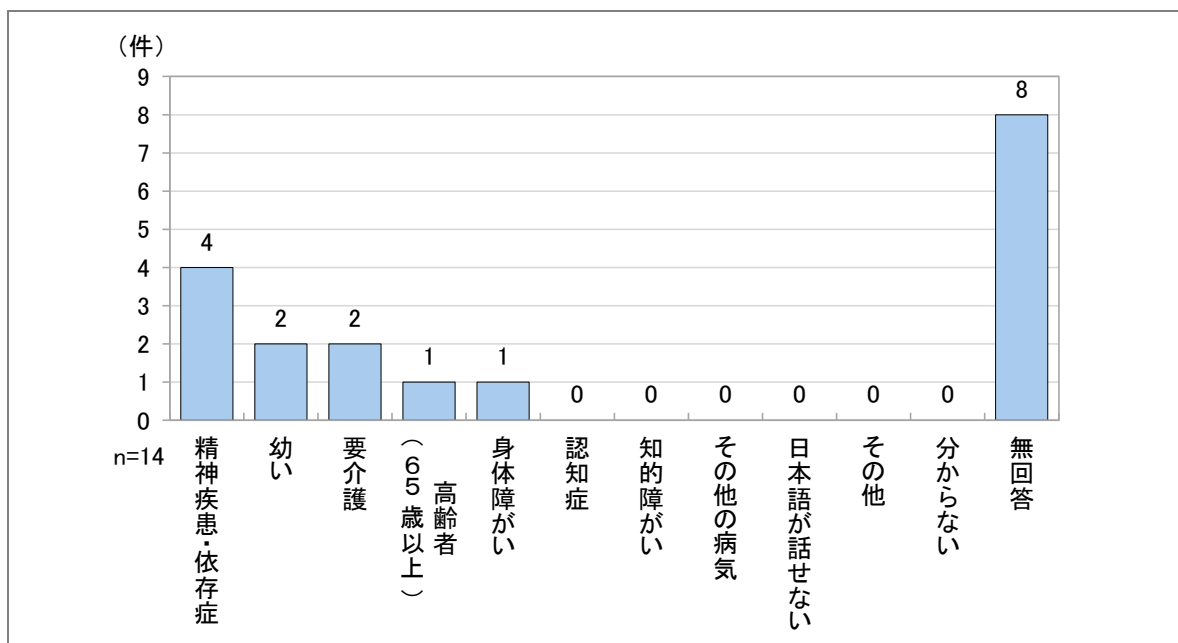
図表7 ケアの対象者(複数回答)



問4－⑤ケアを必要としている人の状況

ケアを必要としている人の状況について聞いたところ、「精神疾患・依存症」が4件と最も多く、次いで「若い」「要介護」がそれぞれ2件、「高齢者（65歳以上）」「身体障がい」がそれぞれ1件となっている。

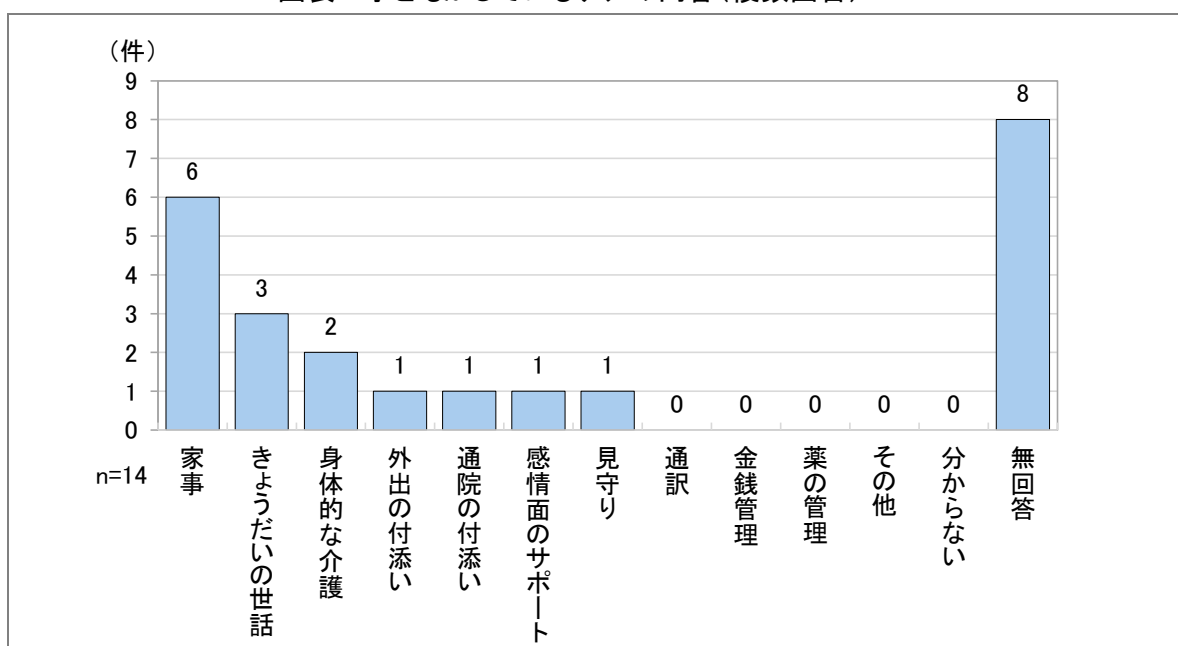
図表8 ケアを必要としている人の状況(複数回答)



問4－⑥子どもがしているケアの内容

子どもがしているケアの内容について聞いたところ、「家事」が6件と最も多く、次いで「きょうだいの世話」が3件、「身体的な介護」が2件となっている。

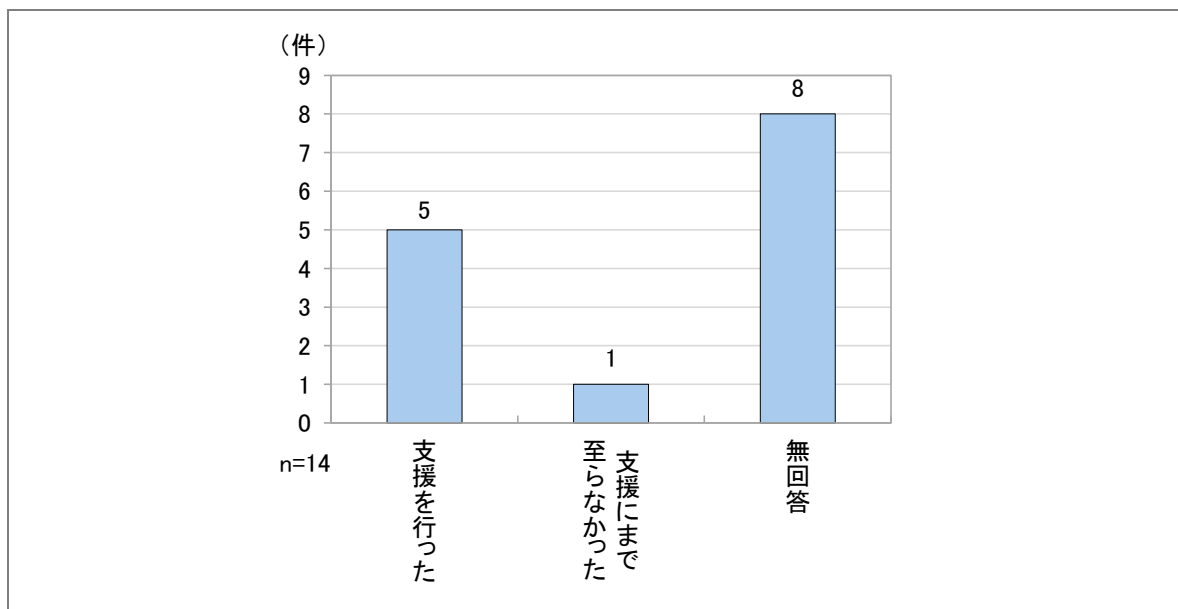
図表9 子どもがしているケアの内容(複数回答)



問4－⑨支援の有無

支援の有無について聞いたところ、「支援を行った」が5件、「支援にまで至らなかった」が1件となっている。

図表10 支援の有無



問4－⑫他の支援機関との連携

(問4－⑨において「支援を行った」と回答した団体のみ)

他の支援機関との連携について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

他の支援機関との連携

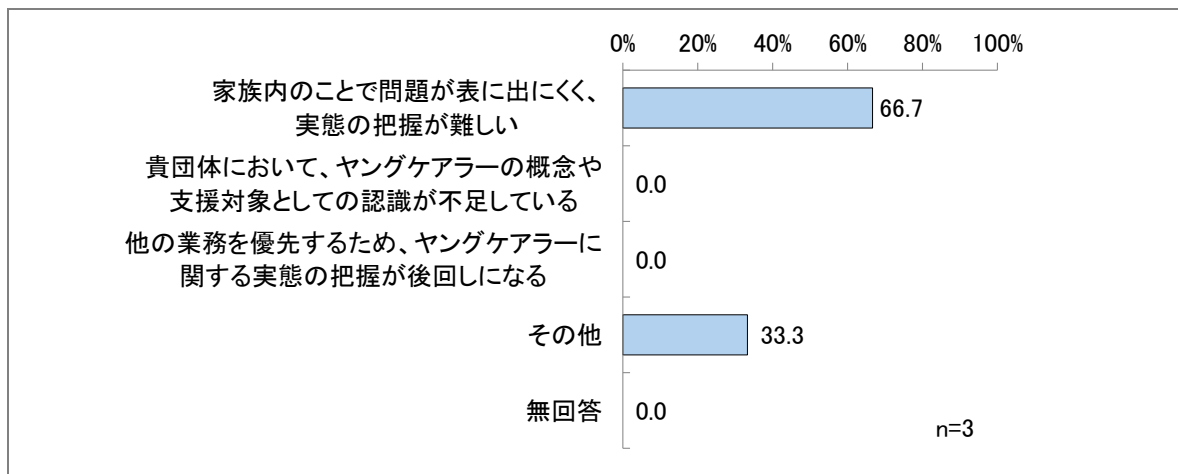
- ・市町村
- ・保健センター
- ・相談支援専門員
- ・学校(SSW)
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険事業所
- ・基幹相談支援センター、
- ・地域包括支援センター
- ・こども宅食の団体
- ・主任児童委員
- ・発達支援施設
- ・有償ボランティア
- ・生活支援コーディネーター
- ・訪問看護ステーション
- ・福祉事務所

問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由

(問2において「分からない」と回答した団体のみ)

ヤングケアラーと思われる子どもの有無が「分からない」と回答した団体にその理由を聞いたところ、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が66.7%となっている。

図表11 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由(複数回答)



<「その他」の具体的回答>

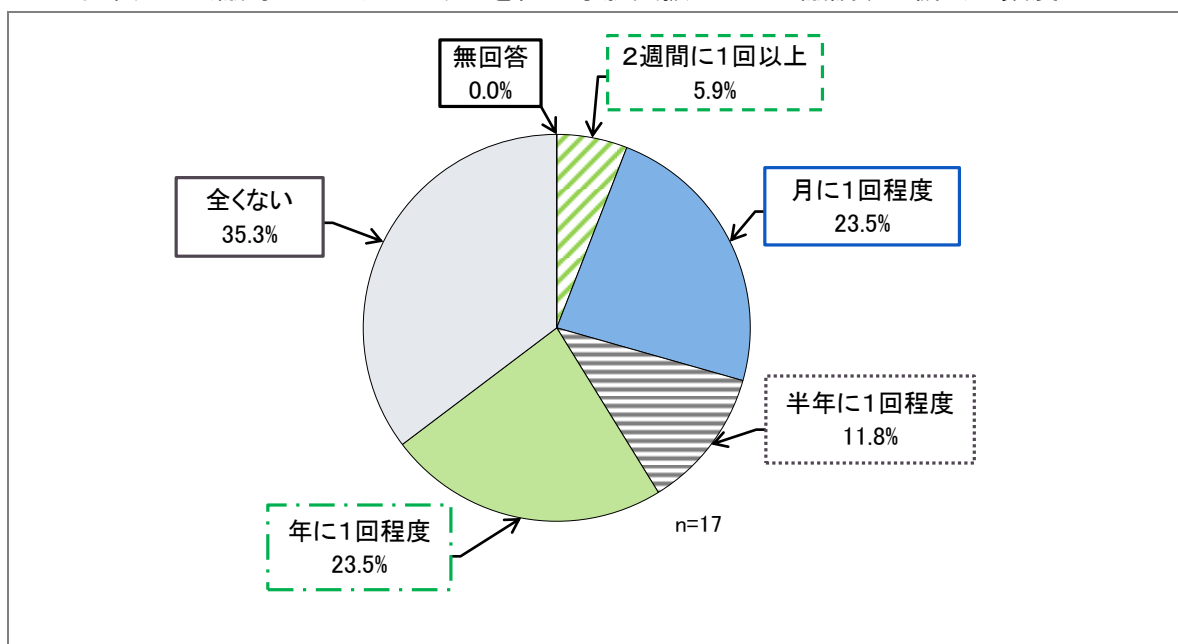
- ・行政や教育機関からの情報共有がない。

(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況

問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度

会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度について聞いたところ、「全くない」が35.3%と最も高く、次いで「月に1回程度」「年に1回程度」がそれぞれ23.5%、「半年に1回程度」が11.8%となっている。

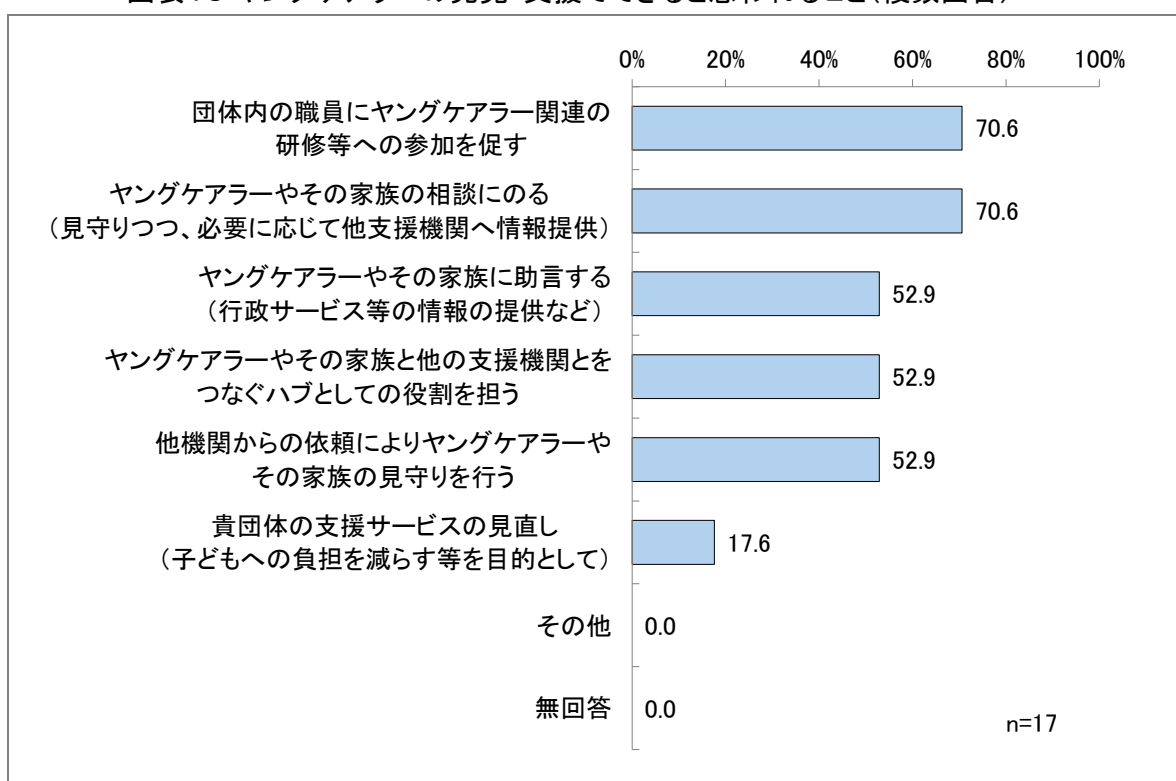
図表12 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度



問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること

ヤングケアラーの発見・支援でできると思われることについて聞いたところ、「団体内の職員にヤングケアラー関連の研修等への参加を促す」「ヤングケアラーやその家族の相談にのる（見守りつつ、必要に応じて他支援機関へ情報提供）」がそれぞれ70.6%と最も高く、次いで「ヤングケアラーやその家族に助言する（行政サービス等の情報の提供など）」「ヤングケアラーやその家族と他の支援機関とをつなぐハブとしての役割を担う」「他機関からの依頼によりヤングケアラーやその家族の見守りを行う」がそれぞれ52.9%、「貴団体の支援サービスの見直し（子どもへの負担を減らす等を目的として）」が17.6%となっている。

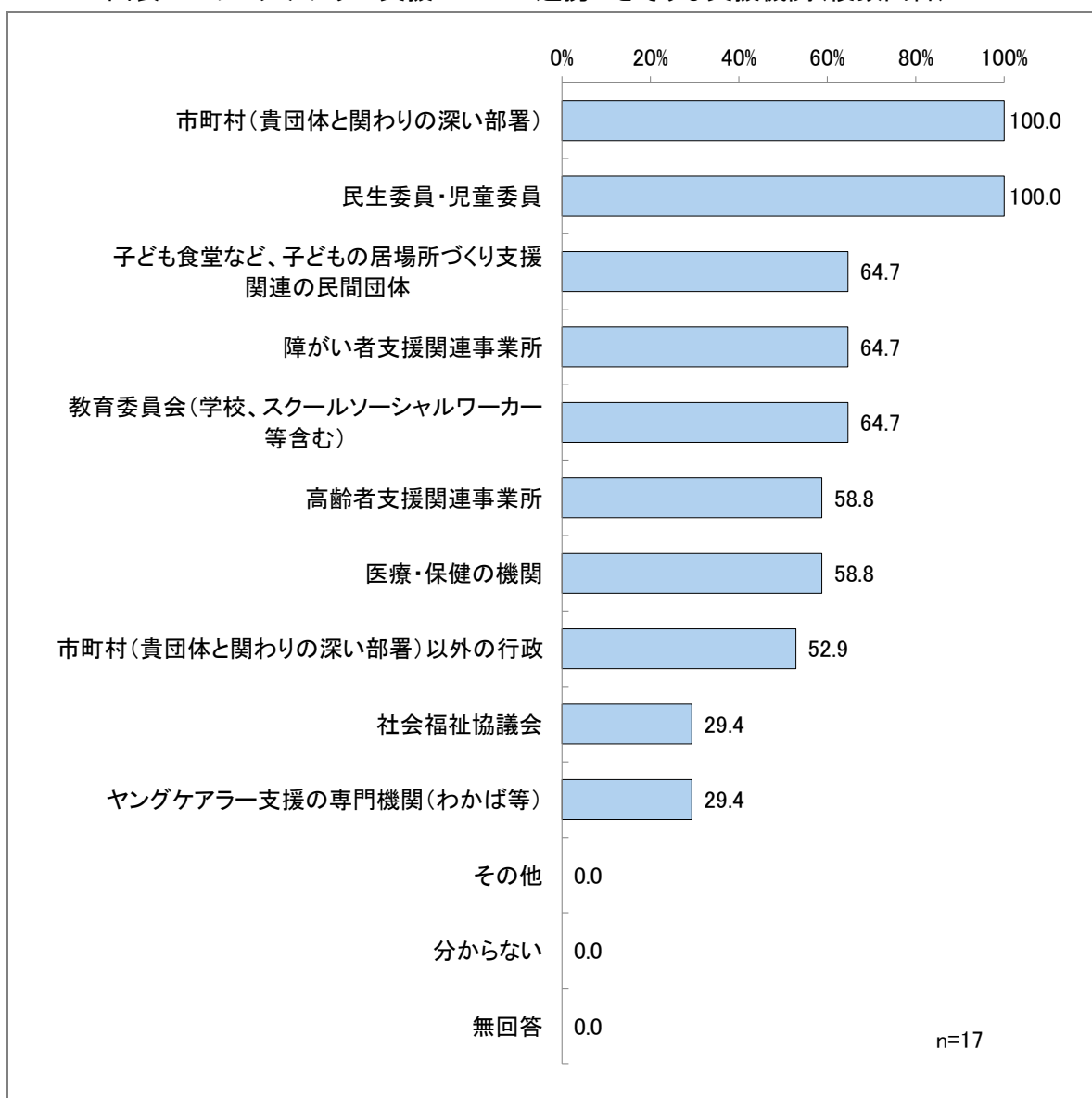
図表13 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること(複数回答)



問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関

ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関について聞いたところ、「市町村（貴団体と関わりの深い部署）」「民生委員・児童委員」がそれぞれ100.0%と最も高く、次いで「子ども食堂など、子どもの居場所づくり支援関連の民間団体」「障がい者支援関連事業所」「教育委員会（学校、スクールソーシャルワーカー等含む）」がそれぞれ64.7%、「高齢者支援関連事業所」「医療・保健の機関」がそれぞれ58.8%となっている。

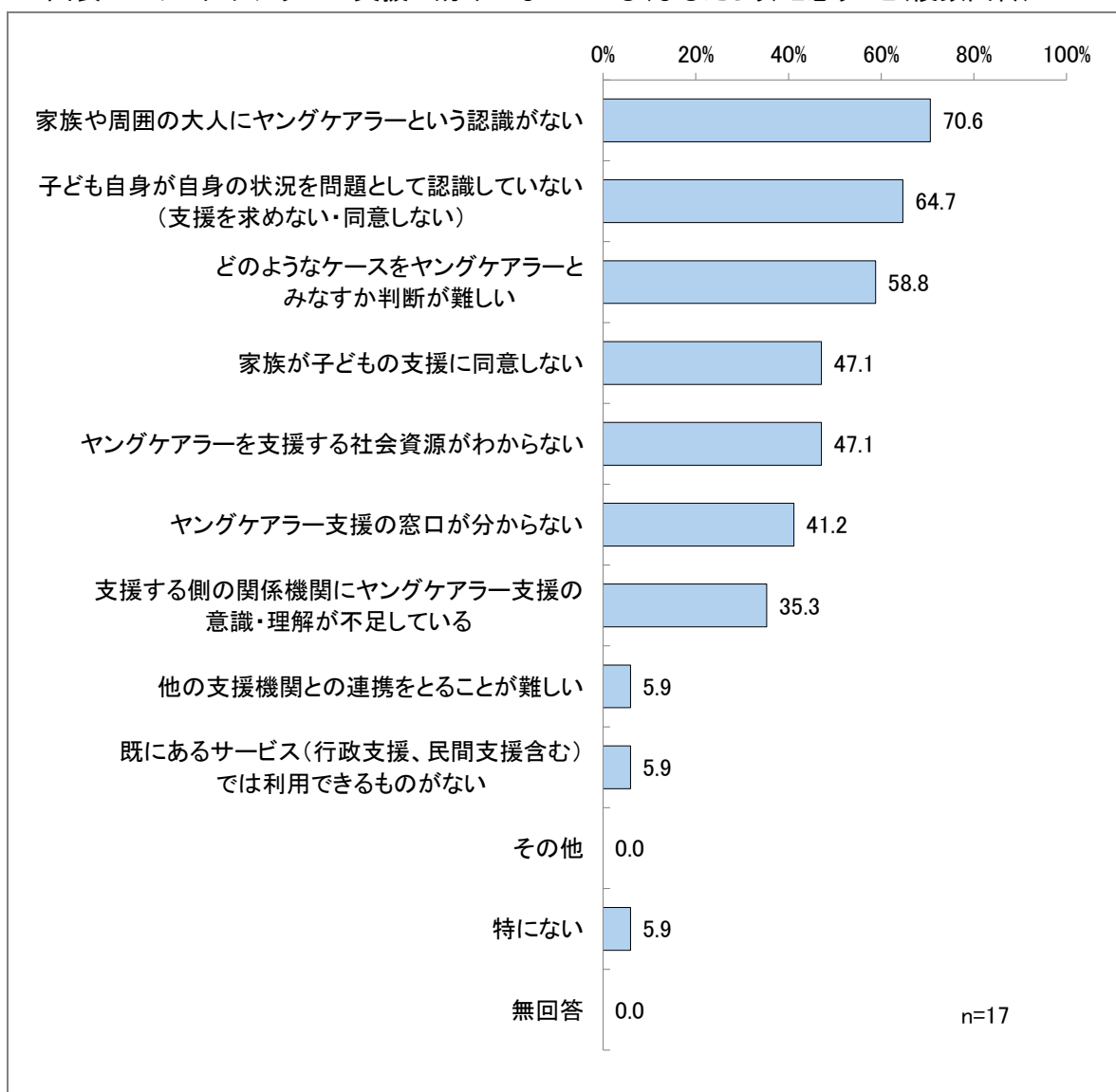
図表14 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関（複数回答）



問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと

ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うことについて聞いたところ、「家族や周囲の大人にヤングケアラーという認識がない」が70.6%と最も高く、次いで「子ども自身が自身の状況を問題として認識していない(支援を求めない・同意しない)」が64.7%、「どのようなケースをヤングケアラーとみなすか判断が難しい」が58.8%となっている。

図表15 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと(複数回答)



問10 具体的に必要な支援

(問9において「既にあるサービス(行政支援、民間支援含む)では利用できるものがない」と回答した団体のみ)

具体的に必要な支援について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

具体的に必要な支援

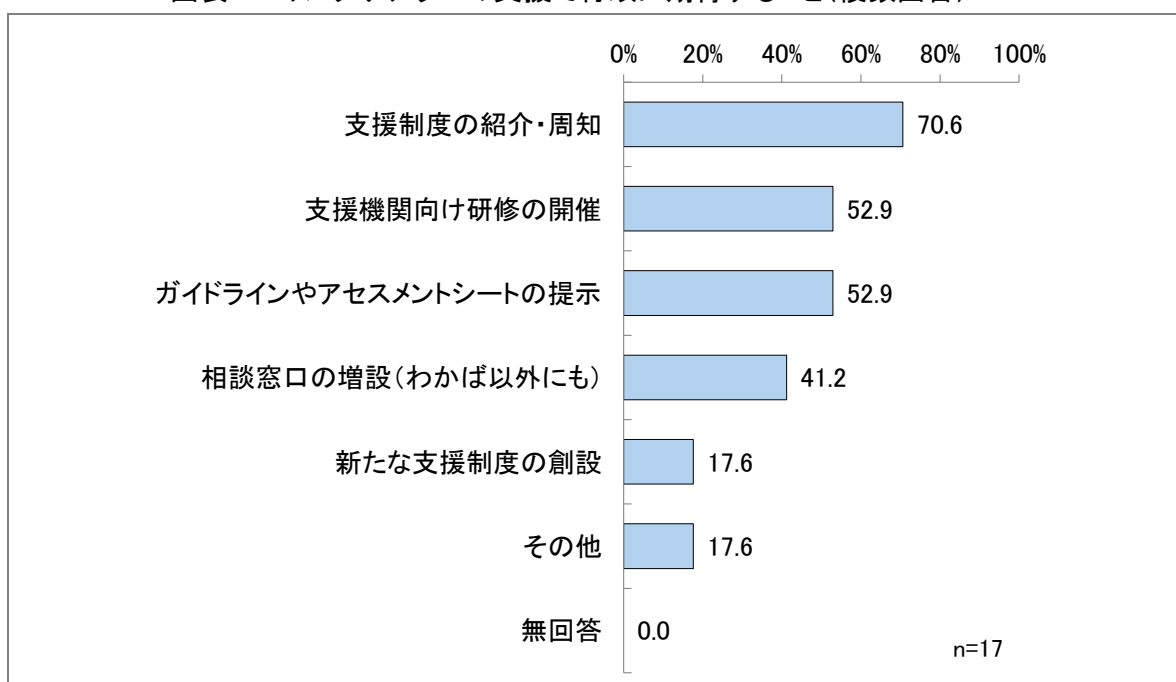
・民間の家事代行などは料金が高く、利用が難しい。行政が行うひとり親の家事支援は短期間の利用を想定したもので利用しづらく、利用実績がすこぶる低いので改善してほしい。

(5)ヤングケアラーに関する支援について

問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること

ヤングケアラーの支援で行政に期待することについて聞いたところ、「支援制度の紹介・周知」が70.6%と最も高く、次いで「支援機関向け研修の開催」「ガイドラインやアセスメントシートの提示」がそれぞれ52.9%、「相談窓口の増設(わかば以外にも)」が41.2%となっている。

図表16 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること(複数回答)



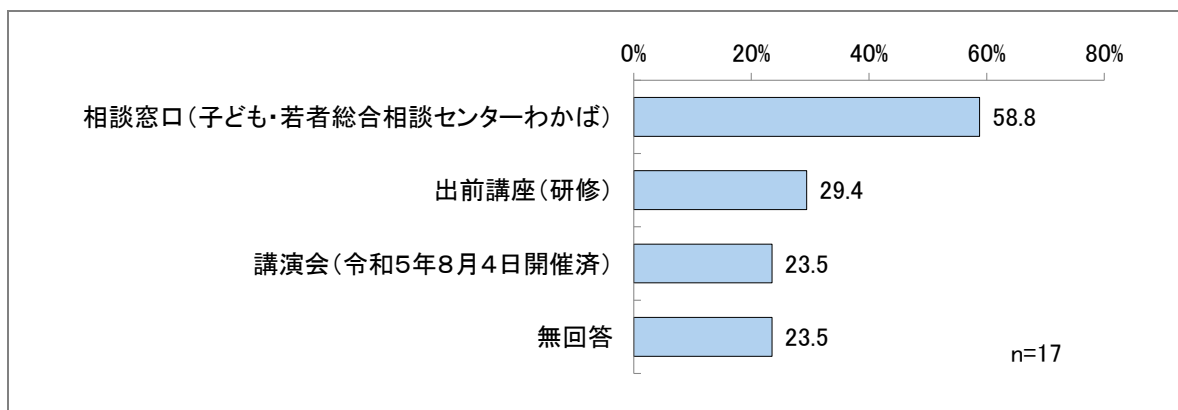
<「その他」の具体的回答>

- ・「ヤングケアラー」を生まないようにする支援。
- ・関係者(機関)の連携会議の設定。
- ・相談窓口の設置。

問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの

県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているものを聞いたところ、「相談窓口（子ども・若者総合相談センターわかば）」が58.8%と最も高く、次いで「出前講座（研修）」が29.4%、「講演会（令和5年8月4日開催済）」が23.5%となっている。

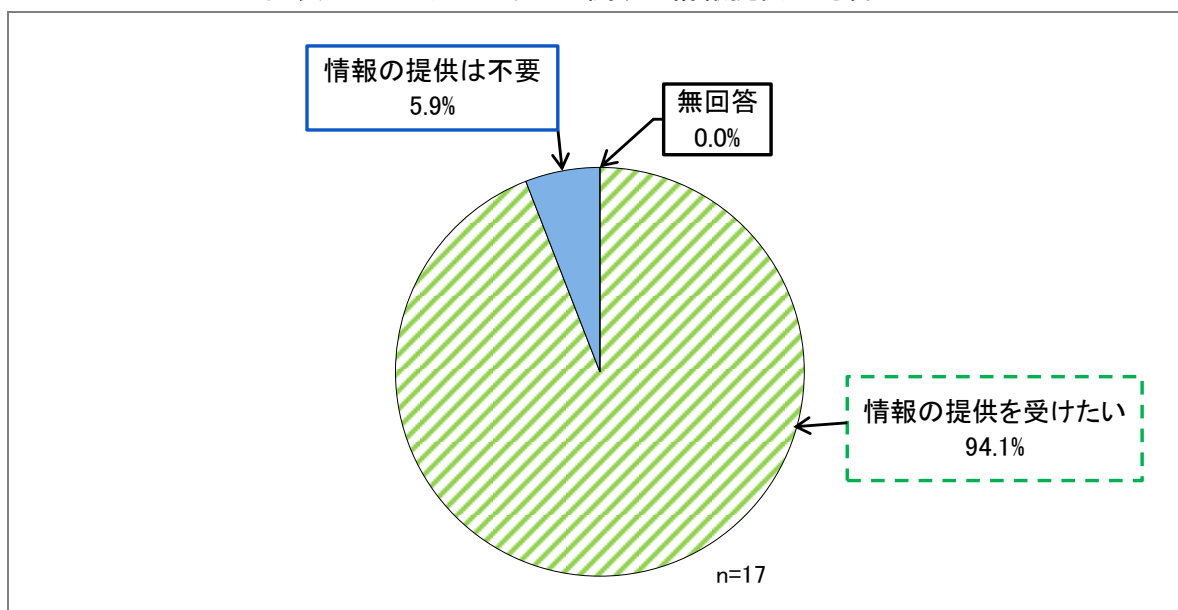
図表17 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの（複数回答）



問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否

ヤングケアラーに関する情報提供の可否について聞いたところ、「情報の提供を受けたい」が94.1%、「情報の提供は不要」が5.9%となっている。

図表18 ヤングケアラーに関する情報提供の可否



(6)その他意見

問14 その他意見(自由記述)

その他の意見については、以下のとおり回答があった。

その他意見

- ・「ヤングケアラー」を生まないようにする支援。
- ・社会福祉協議会に子ども自身が相談に来る機会がなく、ヤングケアラーの発見が難しい。学校もその様な児童はいないと言うが、福祉教育に行った際に、破れた衣類を着ている子どもを発見し支援したことがある。コロナ禍でひとり親世帯は生活に困窮しているのに、中学校の修学旅行先は東京とのこと。どうして、東京になったかと聞いたら、「結局、先生たちが行きたいみたいですよ」と言われる。高い旅費をやっと工面する親のことは少しも考えていない。もう少し、教師への福祉教育をした方が良いのではないかと思う。